

自家用電気工作物保安管理業務委託（福部内川排水樋門）
特 記 仕 様 書

1 委託設備

場 所 : 大仙市大曲須和町三丁目地先
福部内川排水樋門
需 要 設 備 : 容量 17kVA 電圧 200/100V
非常用予備発電装置 容量 35kVA 電圧 200V
稼 働 月 : 通年

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 保安業務受託の要件

電気事業法に定められた事業用電気工作物の保安管理業務、各種届出を行う業務であり、そのために定められた電気事業法、同施行規則、関連省令、告示に合致できること。

4 保安業務の内容

電気事業法、同施行規則、省令、告示に基づき、つぎの業務とします。

（１）保安規程に定める当該電気工作物の定期的な巡視、点検及び測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に必要な指示又は助言を行う。

① 月次点検 需要設備 2か月に1回（報告、記録作成を含む。）

② 年次点検 年1回 （ 〃 ）

③ 臨時点検 必要に応じて随時 （ 〃 ）

（２）当該電気工作物の事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を発注者から受けた場合において、受注者は現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を発注者に指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行うこと。

（３）電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

（４）当該電気工作物に係る工事（修繕、委託等）について、設計の審査、監督、または竣工検査に立会い、必要な指示または助言を行うこと。

（５）その他保安管理上、必要な業務を行うものとする。

5 その他

受託者が病気その他やむを得ない事由によりその職務を執ることができない場合の代行者を用意できること。